

★
申込・お問い合わせ先
赤穂商工会議所
(TEL 43-2727)まで

*本記事は改正があつた項目の一部を抜粋したものです。

○扶養控除・配偶者控除などの控除を適用する場合における、所得要件が変更となります。

○特定親族特別控除の創設(図2)
生計を一にする19歳以上23歳未満の親族について、所得控除が受けられるようになりました。

○扶養控除等の改正(図3)
扶養控除などとの区分が分かれます。

令和7年度の税制改正により、所得税の様々な控除に対し、改正が行われました。
令和7年分の確定申告においては、この改正が適用されます。

○基礎控除額の変更(図1)
本年度より、所得金額により区分が分かれます。

令和7年度の税制改正により、所得税の様々な控除に対し、改正が行われました。
令和7年分の確定申告においては、この改正が適用されます。

令和7年度 税制改正による 所得税の控除の見直し等について

図2

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

*所得金額が58万円以下の場合は、扶養控除の適用となります

図1

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	
	令和7・8年分	令和9年分~
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	48万円
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	

図3

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
・扶養親族 ・同一生計配偶者 ・ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象になる配偶者	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下



発行日 2026.2.1 (第616号)
会員数(1月1日現在)
法人 392
個人 540
計 932
発行 赤穂市加里屋68-9 赤穂商工会議所 TEL 0791-43-2727



飲料の販売を行いました

当所青年部(前田直毅会長)は12月14日、第

第122回 義士祭協賛事業報告



互いの飛躍を誓った新年交礼会

飛躍の年を誓う 令和8年新年交礼会を開催

1月5日、赤穂化成ハーモニーホールにて当所をはじめ赤

穂市・赤穂市議会が主催する新年交礼会を開催しました。

当所からは、正副会頭をはじめ会員事業所、企業の幹部など約50名が出席、赤穂市長をはじめ関係者約150名が参加しました。国歌斉唱に続き、主催者を代表して赤穂市長、来賓より国會議員、西播磨県民局長、県会議員のあいさつに続いて、当所木会頭による乾杯の発声が行われ、互いの飛躍の年を誓いました。

122回赤穂義士祭の協賛事業として赤穂城跡武家屋敷公園内で開催された「交流物産市」で来場客へのおもてなし・地元活性化に寄与するため、特産品販売を行いました。ソフトドリンクや赤穂の地酒である忠臣蔵で、地元の来場客にはあらためて赤穂の強みを知つてもらう機会としました。観光客には、義士祭を楽しんでいたくとともに、「忠臣蔵のふるさと播州赤穂」をPRし

申告の準備はお早めに！ 決算・消費税申告相談会のご案内

令和7年度の確定申告(決算・消費税申告)の時期となりました。各期限は所得税が3月16日、消費税が3月31日です。

毎年申告の期限間近になりますと混雑が予想されます。お早めに準備し、相談会をご利用頂きますようご案内致します。

★日時
令和8年3月2日(月)・3日(火)

兩日とも午前10時～午後4時

★相談員
赤穂商工会館 3階 小研修室

近畿税理士会相生支部税理士持用品(決算申告相談の方)

○決算書・申告書
【令和7年分・6年分控】

○各種控除証明書
【生命保険、地震保険、小規模企業共済など】

○各種帳簿、月別集計表
○社会保険
【国民年金(基金)、国民健康保険等】の支払保険料の証明書類
○医療費と住宅取得控除をされる方は関係書類
○(振替納税を希望される方)
金融機関の届出印

- 計算機・筆記用具
- 持用品(消費税申告相談の方)
- 消費税申告書

【令和7年分・6年分控】

○令和7年分・5年分控決算書
【白色申告の方は收支内訳書】

○各種帳簿

○(振替納税を希望される方)
金融機関の届出印

①インボイス発行事業者の登録
②基準期間(令和5年分)の課税売上高が1,000万円を超えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

★お問い合わせ先
赤穂商工会議所(43-2727)

える方

③基準期間(令和5年分)の課税売上高が1,000万円以下で、令和6年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

④②と③に該当しない場合で、特定期間(令和6年1月1日から令和6年6月30までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方。なお、

特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

確定申告 用紙ダウンロードのご案内

確定申告の用紙は国税庁のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

当所では毎年、確定申告の時期になるとご要望に応じて確定申告書を配布させていただいておりましたが、国税庁の税務行政のデジタル化の推進及び行政コスト削減の観点から、当所でも税務署から預かる確定申告用紙も大幅に減少しております。

複写式の用紙をご希望の方につきましては、税務署からの配布数によってはお渡しできないことがあります。ご了承ください。

国税庁のホームページに令和7年分 確定申告における様式の掲載がございますので、可能であれば、印刷してご利用ください。



↑令和7年分 確定申告のページ(国税庁)
URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r07.htm>



講師の渡辺氏

渡辺 淳氏
ドコンサルティング 代表取締

生成AIを使った事業計画策定セミナーを開催

当所では、12月8日と15日に

渡辺 淳氏(株ブルーオーネック)
ドコンサルティング 代表取締

役)を講師に招き「生成AIを使った事業計画策定セミナー」を開催しました。

生成AI(ChatGPT等)の

仕組みや基本的な活用方法について1日目に学び、2日目には補助金や融資の申請時に必要な事業計画書の基本について学んだ後、生成AIを計画の立案時にどのように効率的に活用するかについて学びました。さらに、中小企業診断士でもある渡辺氏から事業計画策定時のポイントについて講義いただきました。

みなさんお気軽にお越し下さい！中小企業相談所 2月経営何でも相談会のご案内 【相談無料・秘密厳守】

日時	内 容	相談員	会 場
	労務・社会保険相談	社会保険労務士	赤穂商工会館 3F 研修室
2/17(火) 13時 ～ 16時	金融相談	日本政策金融公庫(国民生活担当)	赤穂商工会館 3F 小研修室
	パソコン相談	当所職員	
	創業・経営相談	当所職員	赤穂商工会館 1F 相談室

・お申込・お問合せは赤穂商工会議所まで(TEL 43-2727)

小規模事業者持続化補助金 (一般型通常枠)

この補助金は、小規模事業者と商工会議所が一体となって経営計画を策定して取り組む販路開拓にかかる費用が補助されるものです。(経営計画に対する審査があります。)

補助額・補助率

補助率	2/3 (3/4 ※①)
補助上限	50万円
インボイス特例	50万円上乗せ (※②)
賃金引上げ特例	150万円上乗せ (※③)
上記特例の要件をともに満たす事業者	200万円上乗せ

※①賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4

※②免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者

※③事業場内最低賃金を+50円以上とする事業者

補助対象 ※交付決定後の経費が対象となります。
新たな販路開拓に要する経費(機械導入、チラシ作成、広告掲載、店舗改装など)

問合せ

小規模事業者持続化補助金事務局〈一般型〉まで
TEL: 03-6634-9307

※上記内容は第18回公募の情報を記載しています。スケジュール等の最新情報については随時HPに掲載されるため、右記2次元コードよりご確認ください。



補助金HP

中小企業省力化投資補助金 (カタログ型)

IoTやロボットなどの汎用製品を導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

申請の流れ

事務局がHPにて公開するカタログから補助対象製品と販売事業者を選定し、同事業者と事業計画の策定及び共同申請が必要となります。

※中小企業のみなさまは、販売事業者からの招待をもって、専用フォームからの申請が可能になります。

補助対象・補助上限額

HP上のカタログ掲載製品が対象。※随時更新

従業員数	補助率	補助上限額
5名以下	1/2以下	200万円(300万円)
6~20名		500万円以下(750万円)
21名以上		1,000万円以下(1,500万円)

※貸上要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ

申請締切

随時公募を受け付けています。

※終了時期は本事業の
ホームページにて公開されます。



↑詳細はHPをご覧下さい。

採択・交付決定日

申請次第審査されます。

問合せ先

中小企業省力化投資補助事業センター
TEL 0570-099-660
9:30~17:30／月曜~金曜(土・日・祝日除く)



赤穂商工会議所 お薦めメニュー WEBセミナー

「部下への指導がハラスメントにならないか」と不安を感じていませんか? 実は、無意識の言動が知らぬうちにハラスメントに発展するケースが増えています。本講座では、まず自分のクセとパターンを知ることから始め、コミュニケーションとハラスメントの境界線を明確に整理し、すぐに活用出来る言い換えテクニックを解説します。(箇中)

タイトル 「知らずにやっていた! ?ハラスメント予防セミナー」

赤穂商工会議所のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://www2.memenet.or.jp/ako-cci/>



← HPのバナーをクリック!
スマートフォンなどはこちら →



ID:k1797

PW:2727

検索窓に「ハラスメント予防」を入力して検索!

チラシ 同封サービスの ご案内



毎月1回、当所で発行している会報に貴社のチラシを同封して、約1,000の会員事業所へお届けします。

<基本料金>

1回につき15,000円（税込）

※年6回・1年（12回）ご利用の場合割引あり

<サービス活用例>

自社PR・事業内容のご案内

新商品・新サービスのご案内

各種宴会プラン・イベント・セミナー・講座のご案内

申込・問合せは、赤穂商工会議所まで

TEL 43-2727



扇 彰佑さん(右)と秋田先生(左)

令和7年10月26日に開催された第235回珠算能力検定試験において、赤穂市立赤穂小学校6年生の扇 彰佑さんが、小学6歳で見事1級に合格されました。合格された扇さんは、秋田珠算学院の秋田先生より赤穂珠算振興会表彰状と記念品が伝達されました。今後もさらなる技術の向上を目指して頑張つて下さい。

自家焙煎珈琲 かふぇ・ど・くら

赤穂市加里屋中洲5丁目1-7
TEL (フリーダイヤル) 0120-051945



民間車検工場・各種自動車販売・整備・各種保険代理店

株式会社 金川工作所 タイハツ赤穂

赤穂市加里屋29番地8 TEL 0791-43-2515(代表)
FAX 0791-43-4888
<http://www.kanagawa-works.jp> E-mail:info@kanagawa-works.jp

お客様に喜んでいただける
仕事を心掛けています。

千種建設株式会社

小野 孝幸

〒678-0232 兵庫県赤穂市中広1245-7
TEL. 0791-43-3831(代)
FAX. 0791-45-0027
E-mail:tikusa@abelia.ocn.ne.jp

生そば 更科

定休日：月曜日

赤穂市加里屋74-2 TEL45-1926

タクシーの 赤穂 ご用命は…

